

(案)

西尾市森林整備計画

計画期間

| | |
|---|------------|
| 自 | 令和8年4月1日 |
| 至 | 令和18年3月31日 |

愛知県

西尾市

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

西尾市は、愛知県のほぼ中央で、矢作川流域の南端に位置し、南に三河湾を臨み、他の三方を丘陵地に囲まれた温暖で緑豊かな市である。総面積は16,122haで、地域森林計画対象民有林面積は2,463haである。そのうち人工林面積は421haであり、人工林率は17%で県平均よりかなり低い値である。また、人工林は各地に分散しており、施業の共同化が行いにくい状況にある。

しかし、森林の有する水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まっていることから、本市においても森林の整備を積極的に実施することが課題となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能を、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策

| 森林の有する機能 | 森林整備の考え方及び森林施業の推進方策 |
|---------------------|---|
| 水源涵養機能 | <p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p> |
| 山地災害防止機能 ／土壌保全機能 | <p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| <p>快適環境形成機能</p> | <p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p> |
| <p>保健・レクリエーション機能</p> | <p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進する。</p> |
| <p>文化機能</p> | <p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p> |
| <p>生物多様性保全機能</p> | <p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p> |

| | |
|---------|---|
| 木材等生産機能 | <p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を維持的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p> |
|---------|---|

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、森林所有者、NPO 等で相互に連絡を密にして、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して下表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

| 地 域 | 樹 種 | | | | |
|-----|------|------|------|--------|------|
| | スギ | ヒノキ | マツ類 | その他針葉樹 | 広葉樹 |
| 全 域 | 40 年 | 45 年 | 40 年 | 40 年 | 20 年 |

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 伐採について

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。

また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

(2) 伐採の方法

育成単層林施業については、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

育成複層林施業については、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、次の項目に留意して行う。

- (a) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間により実施する。
- (b) 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。
- (c) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、前生稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

天然生林施業については、(b)の留意事項によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、前生稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意する。

また、集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により実施するものとする。

(3) 主伐の時期

地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐期の多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。

| 樹種 | 標準的な施業体系 | | 主伐時期の目安 (年) |
|----|--------------|-----------|----------------|
| | 生産目標 | 期待径級 (cm) | |
| スギ | 心持ち柱材 | 18 | 40 |
| | 一般建築材 | 28 | 55 |
| | 造作, 梁, 桁, 板材 | 36 | 70 |

| | | | |
|-----|-------|----|----|
| ヒノキ | 心持ち柱材 | 18 | 45 |
| | 一般建築材 | 28 | 65 |
| | 造作材 | 36 | 80 |
| マツ類 | 一般材 | 18 | 40 |
| | 長尺材 | 28 | 70 |
| 広葉樹 | きのご原木 | 10 | 20 |

- 3 その他必要な事項
特になし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

人工造林の対象樹種

| 人工造林の対象樹種 | |
|-----------|----------------|
| 針葉樹 | スギ、ヒノキ、マツ類 |
| 広葉樹 | アベマキ、コナラ等有用広葉樹 |

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市林務担当課とも相談の上、地域の要望を考慮し、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉が少なく成長に優れたエリートツリー等の苗木の選定に努めるとともに、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の本数

| 樹種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数 (本/ha) |
|-----|--------|--------------------|
| スギ | 中仕立て | 3,500 |
| | 疎仕立て | 2,500 |
| ヒノキ | 中仕立て | 3,500 |
| | 疎仕立て | 2,500 |
| マツ類 | 中仕立て | 3,000 |
| 広葉樹 | 中仕立て | 3,000 |

なお、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、標準的な植栽本数の範囲以外の本数により植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

| 区分 | 標準的な方法 |
|-----------|--|
| 地拵えの方法 | 植栽の支障となる樹木及び下草は、全部を伐倒又は刈り払いを行い、また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が、林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。 なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。 |
| 植付けの方法・時期 | 生産目的に応じて、森林の自然条件に適した健全な苗木を、春又は秋に植え付けることを標準とする。なお、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。 |

なお、低コスト造林として、1,000～2,000本/haの植栽を行う場合は、獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、除伐等必要に応じて保育作業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うとともに、以下の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）は、次表

のとおりとする。

天然更新の対象樹種

| 天然更新の対象樹種 | |
|----------------|----------------------------------|
| 針葉樹 | スギ、ヒノキ、マツ類等 |
| 広葉樹 | カシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等 |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | 同上 |

天然更新の完了基準

| | |
|-----------|--|
| 更新完了の判断基準 | (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が 0.5 メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。 (2) 更新が完了した状態は、次表で示す期待成立本数に 3/10 を乗じた本数が確保されているものとする。 (3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。 |
|-----------|--|

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹種 | 期待成立本数 |
|----------|-------------|
| 針葉樹及び広葉樹 | 10,000 本/ha |

樹高は 30 cm 以上とする

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区分 | 標準的な方法 |
|------|---|
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う |
| 刈り出し | ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について行う |
| 植込み | 天然稚幼樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する |
| 芽かき等 | ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮 |

| | |
|--|---------------------|
| | し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う |
|--|---------------------|

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(ア) 標準地の設定

標準地の面積は、0.01ha 程度とする。標準地の箇所は、対象区域が 1ha 未満の場合は 1 箇所。1ha 以上の場合は、1ha につき 1 箇所設定する。

(イ) 調査内容など

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過した時点で、2 の (1) に定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。ただし、その時点で期待成立本数の 10 分の 3 を下回るものについて、その後 2 年以内に 10 分の 3 以上となるよう植栽するものとする。ただし、電力会社による線下伐採にかかる更新についてはこの限りでない。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林

ただし、IVの 1 保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)による。

イ 天然更新の場合

2 の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000本/ha以上となる本数を成立させることとする。

5 その他必要な事項

松くい虫被害森林については、早期に人工造林による復旧を図るものとするが、天然更新の活用も図る。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るものとし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表を標準とする。

なお、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが認められる範囲内で行うものとする。

| 樹種 | 施業体系 | 植栽本数 (本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な 林齢(年) | | | 標準的な方法 |
|-----|------|----------------|-----------------------|-----|-----------|---|
| | | | 初回 | 2回目 | 3回目 以降 | |
| スギ | 中仕立て | 3,500 | 16 | 24 | — | 間伐率は、材積で概ね35%以内とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 |
| | 疎仕立て | 2,500 | 16 | 24 | — | |
| | 密仕立て | 5,000 | 16 | 22 | 29 | |
| ヒノキ | 中仕立て | 3,500 | 16 | 24 | — | 効率的な作業実施上、必要に応じて列状伐採の実施も考慮することとする。 |
| | 疎仕立て | 2,500 | 16 | 24 | — | |

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐の実施の時期については、上記の標準的な林齢とするほか、平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の場合は10年、標準伐期齢以上の場合は15年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

| 保育の種類 | 樹種 | 実施時期 | 実施回数 | 標準的な方法 |
|-------|-----------|----------------|-------|--|
| 下刈 | スギ ヒノキ | 6月から7月頃を目安とする。 | 5から7回 | 植栽木が下草から抜け出る間に行う。なお、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高等により判断し、回数を5回未満にすることも可能。 |
| つる切 | スギ ヒノキ | 6月から7月頃を目安とする。 | 2から4回 | 下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 |

| | | | | |
|-----|-----------|---------------------------|----------|---|
| 除伐 | スギ ヒノキ | 6月から8月頃を目安とする。 | 1 から 2 回 | 造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の維持や改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。 |
| 枝打ち | スギ ヒノキ | 樹木の生長休止期の 11 月から 3 月頃とする。 | 2 から 4 回 | 病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。 |

3 その他必要な事項
特になし。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表 1 のとおりとする。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、下表のとおり伐期の間隔の拡大を図り、伐採に伴って発生する裸地を縮小及び分散することとする。森林の区域については、別表 2 のとおりとする。

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

| 樹 種 | | | | |
|------|------|------|--------|------|
| スギ | ヒノキ | マツ類 | その他針葉樹 | 広葉樹 |
| 50 年 | 55 年 | 50 年 | 50 年 | 30 年 |

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表 1 のとおりとする。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については、複層林施業を行うものとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を下表のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

| 樹 種 | | | | |
|-----|-----|-----|--------|-----|
| スギ | ヒノキ | マツ類 | その他針葉樹 | 広葉樹 |
| 80年 | 90年 | 80年 | 80年 | 40年 |

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的穏やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象にしないよう十分に留意する。

(2) 施業の方法

植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向、森林組合等林業経営体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林の経営の受委託の一層の推進を図る。その際、森林施業の受委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等林業経営体による提案型施業の普及・定着を促進する。特に不在村森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間経営体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を図る。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施行内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画における経営の委託に当たっては森林の育成権が委ねられているものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の活用を図り、適切な森林の経営管理を推進する。なお、森林経営管理制度の運用に当たっては、公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業を計画的かつ重点的に行うために、市、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行うなどして、森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を共同して実施するため、市及び林業事業者等による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結を促進する。

実施地区内での具体的な施業は、森林経営計画により計画的な実施を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上での留意事項

- ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は、相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網については、林内路網の根幹をなし、山村地域の道路網を補完する「林道」、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて間伐作業を始めとする森林施業の用に供する「林業専用道」、更に間伐を始めとする森林整備、木材の集材・搬出を行うために継続的に用いられる「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、循環型林業の推進に向けた主伐と植栽、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

単位：m/ha

| 区分 | 作業システム | 路網密度 |
|---------------|-----------|----------|
| 緩傾斜地（0°～15°） | 車両系作業システム | 110以上 |
| 中傾斜地（15°～30°） | 車両系作業システム | 85以上 |
| | 架線系作業システム | 25以上 |
| 急傾斜地（30°～35°） | 車両系作業システム | 60（50）以上 |
| | 架線系作業システム | 20（15）以上 |
| 急峻地（35°～） | 架線系作業システム | 5以上 |

注1：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注3：「急傾斜地」の（）書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア) 基幹路網の作設に係る留意点

林道の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）又は、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、愛知県林業専用道作設指針（平成 23 年 4 月 1 日 23 森保第 207 号）に則し開設する。

イ) 基幹路網の整備計画

| | 路線名 | 延長及び箇所数 | 利用区域面積 | 前半 5 か年の計画 | 図面番号 |
|----|-----|---------|---------|------------|------|
| 改良 | 室場線 | 2,800m | 45.69ha | ○ | ⑧ |

ウ) 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道、森林作業道については「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適正に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア) 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として県で定める森林作業道作設指針に則り、開設する。

イ) 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし。

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

特用林産物であるしいたけについては、近年生産量は横ばいであるが、安定した栽培と品質

の向上を図るため、生産技術の高度化、均一化等、生産性の向上のための生産基盤の整備を生産者が検討する場合には、制度資金の活用を呼びかけるなどして支援する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

2 その他必要な事項

特になし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害については、その早期発見及び早期駆除に努めかつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

特に、松くい虫の防除については、森林病虫害等防除法に基づき、地上散布、樹幹注入、特別伐倒駆除等の施策により、被害の早急な終息をめざす。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについても被害木の伐倒くん蒸、焼却や薬剤処理等により、被害の拡大防止及び防除に努める。

(2) その他

森林病虫害等による被害の拡大防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携を図りつつ、関係行政機関、森林所有者等と協力し、野生鳥獣の行動範囲を考慮した広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、広葉樹植栽や針広混交林など、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備の推進に努める。

3 林野火災の予防の方法

以下の対策を推進する。

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

(2) 林野パトロールの実施

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
火入れを実施する場合には、西尾市森林等火入れに関する条例を遵守するものとする。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし。
- (2) その他
該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

| 区域名 | 林班 | 区域面積(ha) |
|-----|-----------|----------|
| 西尾 | 1004～1017 | 200.63 |

| | | |
|-----|-----------|--------|
| 吉良 | 3001～3020 | 753.23 |
| 幡豆西 | 4001～4015 | 523.52 |
| 幡豆東 | 4016～4037 | 876.92 |

2 生活環境の整備に関する事項

近年、地球温暖化の進行や生物多様性の損失などの環境問題が顕在化しつつあり、局地的な集中豪雨や大規模地震などによる自然災害の発生リスクも高まっている。森林の有する多面的機能を維持・向上させるとともに、防災機能を強化するため、環境や生物多様性の保全に配慮しつつ森林所有者をはじめとする市民や地域との協働により、間伐や竹林整備など、森林の保全を推進する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

当市は、自然の環境に恵まれており、西尾地区に市民と森林や生き物とのふれあいの場とするため「西尾いきものふれあいの里」が整備された。22.4haのふれあいの里にはネイチャーセンター、ビオトープガーデン、トンボの里などがあるセンターゾーンと野鳥の森などがある万燈山周辺のサブゾーンがあり、市民の憩いの場として利用されている。

また、同じく平原の滝を中心とした地域には、滝を始めキャンプ場や遊歩道及びゲンジボタルの里や無の里休憩所があり、市民の憩いの場となっている。

このため、これらの地区の山林や林道を保全するとともに自然散策の拠点となるように必要に応じて整備を行うこととする。

幡豆地区にあるハイキングコースは、地域住民や都市部住民が森林空間を満喫し、健康増進を図る事ができるよう適切な整備を行う。

○ 森林の総合利用施設の整備計画

| 施設の種類 | 現 状 (参考) | | 将 来 | | 対 図 番 号 |
|--------------|--------------|--|--------|--------|------------|
| | 位 置 | 規 模 | 位 置 | 規 模 | |
| 西尾いきものふれあいの里 | 西尾市 家武町地区 | センターゾーン 8.4ha ・ネイチャーセンター 329㎡ ・ビオトープガーデン 4,540㎡ ・トンボの里 6,600㎡ | 現状のとおり | 現状のとおり | ② |
| | 西尾市 貝吹町地区 | サブゾーン 14.0ha ・自然観察路(野鳥の森等) 955m | 現状のとおり | 現状のとおり | |
| 平原の滝 | 西尾市 平原町地区 | キャンプ場 2カ所 遊歩道 720m 東屋 1棟 | 現状のとおり | 現状のとおり | ③ |

| | | | | | |
|----------------|--------------|--|--------|--------|---|
| 平原ゲンジ ボタルの里 | 西尾市 平原町地区 | 面積 1.3ha 観察路 432m 東屋 1棟 | 現状のとおり | 現状のとおり | ④ |
| 三ヶ根山周辺 林 | 東奥山地区 | ハイキングコース 5.1km | 現状のとおり | 現状のとおり | ⑤ |

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

地域住民を始めボランティア等と共に、枝打ち、下草刈、間伐等を行い、地域一帯の森林整備を推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

矢作川水源基金事業を通して、上流水源地における間伐体験やダム見学等の地域交流を行うことにより、上下流地域の相互理解を促進する。

(3) その他

特になし。

6 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、NPO 等との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。また、「西尾いきものふれあいの里」等の施設において、里山保全整備、竹林整備等に関する講習会を開催し、市民に対して森林施業の普及啓発を行う。

(2) 木材利用の促進に関する事項

「西尾市建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物等の木造化や木質化を推進する。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

(4) その他

保安林、国定公園その他制限林、及び愛知県自然環境保全地域青鳥山地区内（3018 林班）においては当該制限に従って施業を実施することとする。盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制区域の森林の土地においては、適正な制度運用を行う。

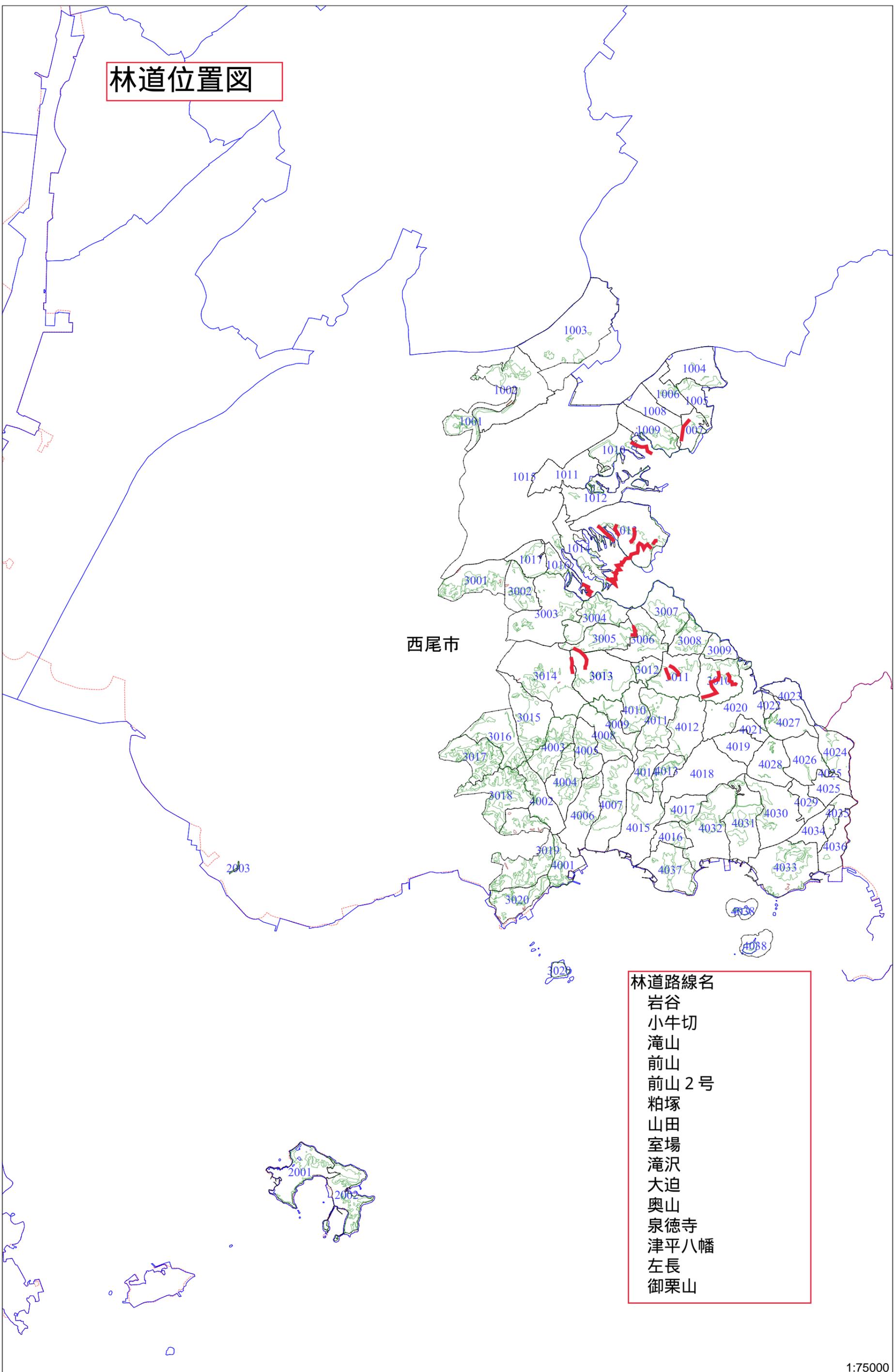
別表 1

| 区分 | | 森林の区域（林班） | 面積（ha） |
|--|--|---|--------|
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | 該当なし | 該当なし |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 1001、1002、1003、1004、1006、1007、1009、1010、1011、1012、1013、1014、1015、1016、1017 3001、3002、3003、3004、3005、3006、3007、3008、3009、3010、3011、3012、3013、3014、3015、3016、3017、3018、3019、3020 4001、4002、4003、4004、4005、4006、4007、4008、4009、4010、4011、4012、4013、4014、4015、4017、4019、4020、4021、4022、4023、4024、4025、4026、4027、4028、4029、4030、4031、4032、4033、4035、4036 | 2243.3 |
| | 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 2001、2002、2003 | 56.81 |
| | 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 1001、1009、1010、1012 2001、2002、 3001、3020 4015、4017、4018、4019、4021、4024、4025、4026、4027、4028、4029、4030、4031、4032、4033、4034、4035、4036、4037、4038 | 955.42 |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | 該当なし | 該当なし |
| 木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林 | | 該当なし | 該当なし |

別表 2

| 区分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積 (ha) | |
|--|---------------|---|----------|------|
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | 該当なし | 該当なし | |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進すべき森林 | 1001、1002、1003、1004、 1006、1007、1009、1010 1011、1012、1013、1015 1016、1017 2001、2002、2003 3001、3002、3003、3005、 3006、3007、3008、3009、 3010、3011、3012、3013 3014、3015、3016、3017、 3018、3019、3020 4001、4002、4003、4004、 4005、4006、4007、4008、 4009、4010、4011、4012、 4015、4017、4018、4019 4020、4021、4023、4024、 4025、4026、4028、4029、 4030、4031、4032、4033、 4034、4035、4036、4037、 4038 | 2,272.26 | |
| | 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業(択伐によるものを除く) | 該当なし | 該当なし |
| | 複層林施業を推進すべき森林 | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | 該当なし | 該当なし |

林道位置図



西尾市

林道路線名

- 岩谷
- 小牛切
- 滝山
- 前山
- 前山 2号
- 粕塚
- 山田
- 室場
- 滝沢
- 大迫
- 奥山
- 泉徳寺
- 津平八幡
- 左長
- 御栗山

森林の総合利用施設位置図



- 西尾いきものふれあいの里 (サブゾーン)
- 西尾いきものふれあいの里 (センターゾーン)
- 平原の滝
- 平原ゲンジボタルの里
- ハイキングコース